

行旅人及び行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人取扱に関して下記のとおり告示する。

令和5年8月3日

酒田市長 丸山 至

記

1. 本籍、住所及び氏名

不詳

2. 年齢、性別及び職業

年齢：不詳

性別：男性

職業：不詳

3. 人相及び特徴

身長約168センチメートルの男性

死体の右鎖骨下部の皮下にポート CT 挿入し、右鎖骨下静脈から上大静脈にカテーテルが挿入されている

4. 着衣及び所持品

上衣はカーキ色袖なしダウンベスト、小豆色長袖ポロシャツ

下衣は右足の足首部分に白色股引様の一部

現金5,285円在中の小銭入れ

5. 死体発見の日時

令和5年5月25日午前6時50分ころ

6. 死体発見の場所

山形県酒田市浜中字分散山 155 番地の 2 浜中地区農業集落排水処理施設から南西方  
図測約 800 メートル先砂浜

7. 死体の処置

令和 5 年 5 月 29 日 山形大学医学部法医学講座解剖室において司法解剖実施

令和 5 年 7 月 24 日 酒田市斎場で火葬

8. 死亡の原因及び年月日

死亡の原因：不詳

死亡年月日：令和 5 年 5 月上旬頃（推定）

9. 引取り人の状況

酒田市長 丸山 至